

令和7年度 第1回大和市総合教育会議議事録

日 時	令和7年7月3日（木） 10時55分～11時45分
場 所	大和市役所 5階 研修室
出席者	市長、教育委員会（藤井教育長、前田教育長職務代理者、森園委員、伊藤委員、三浦委員）、市職員
傍聴人	0人
議 題	（1）令和7年度の教育大綱関連事業について
資 料	・【資料1】教育大綱関連事業一覧 ・【資料2】令和7年度の教育大綱関連事業について

【会議要旨】

1 開会

2 市長挨拶

3 議題

（1）令和7年度の教育大綱関連事業について

所管部：（資料について説明）

教育長：第10次大和市総合計画、第3期大和市学校教育基本計画、第3期大和市生涯学習推進計画を踏まえ、新たに作成された大和市教育大綱では、つながりがキーワードとなっている。教育大綱の実現に向けては、無限に広がるジグソーパズルのように、お互いの魅力がつながり合っていくことで、予測不能なこれからの社会に対しても、最適解を探っていくことができるのではないだろうか。

学校においては、各方針の達成に向け、安全安心な環境のもと、子どもたちが笑顔で、心身の健康を保ち、社会を生きていくために必要な力や課題解決のためのプロセスを学んでいけるよう進めていく。教育委員会としては、今年度も、大和市の教育が一層充実していくよう、教育大綱に関連する各事業を推進していきたいと考えている。

教育委員：子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、状況に応じた様々な支援を行っていることに感謝している。

特に、今年7月から、養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う子育て短期支援事業が新たに開始されることは、子育てを行う家庭のさらなる安心につながっていくと思う。

また、各家庭を孤立させないためには、地域とのつながりが不可欠だと考えるため、地域の子育て経験のあるボランティアが、各家庭の状況を傾聴することや一緒に子育てをサポートすることはとても有効だと思う。

一方、家庭によっては、外からの支援を快く思わないこともあると思われるため、各家庭の状況に応じた丁寧な支援を期待する。

支援が必要な家庭の情報は、どのように把握しているのか。また、把握した際には、関係機関とどのような連携を図っているのか伺う。

児童生徒1人1台の情報端末が整備されたことにより、教員のICTスキルを向上させるための研修が不可欠となっている。研修実施にあたっては、教員によってICTに関する知識に差があることから、個々のスキルや経験を考慮した研修メニューを充実させていくことにより効果的な研修につながっていくものと期待している。

また、子どもたちが、学校以外でインターネットやSNSなどを利用する機会も多いことから、学校だけでなく、家庭においても情報モラルの重要性や危険性を理解することが大切だと考える。一部の学校においては、授業参観で情報モラル教育を取り上げ、子どもと保護者が一緒に学ぶ機会を創出することにより、家庭での教育につなげる取り組みを行っている。

教育委員会としては、今後も学校における情報教育の推進及びICT機器の更なる活用のための取り組みを推進していきたいと考えている。

所管部 : 児童福祉法にて、学校、その他児童等の医療、福祉又は教育に関する機関やその職員が、養育を支援することが特に必要と思われる児童を把握した時は、市町村への情報提供が努力義務となっている。情報提供先となるすすく子育て課では、心配な児童の情報が適切に市に寄せられるよう、関係機関への周知・啓発に努めている。

また、実際に支援が必要な児童の情報が寄せられた際には、連絡をくれた関係機関と、保護者へのアプローチについて相談する。具体的には、保護者の困り感に寄り添いながら、すすく子育て課につないでもらい、保護者の意思を尊重しながら支援サービスのコーディネートを行うとともに、関係機関と連携して子どもの見守りを行っている。

所管部 : 研修については、各種機器やソフトの操作、著作権に関する基本理解等、その時の教育課題に応じた研修を設定するほか、各校の要望に応じて行う訪問研修を実施し、教員の様々なニーズに対応できるようにしている。また、最近ではオンライン研修やオンデマンド研修など、開催方法の工夫も行っている。

情報モラル教育については、学校と家庭の連携が重要だと考えている。本市では、専門家による支援を活用できる環境を整えている。また、三浦委員が述べ

た保護者参加型の授業参観など、各校の効果的な取組は、市内で情報共有をして広げていくことも大切だと考えている。

情報教育の推進とICT機器の更なる活用に向けて、引き続き、本市の実態に応じた効果的な取組を検討し、進めていく。

教育委員：こども食堂は、子どもたちの孤食を減らす取り組みとして、あるいは、生活困窮世帯への支援として大切な役割を担っており、未来ある子どもたちの心身の健康と成長を支える欠かせないものであると考えている。また、食事を通じて、子どもや保護者が交流を深めることができる場でもあり、地域コミュニティの形成にも寄与しているものと考えている。

現在、大和市内には7か所のこども食堂があるが、その活動を広く市民へ周知するとともに、このような取り組みを今後さらに拡充していくことが求められている。そのためには、行政による支援の強化が不可欠だと思う。

さらには、地元の農家や団体など、こども食堂の運営に協力してくれる人々への呼びかけも必要である。地域全体で子どもたちを支える環境を整えることで、より多くの子どもたちが安心して食事を楽しむことができるようになるものと考えている。

こども食堂の取り組みを広めていくために、今後、どのような取り組みが必要だと考えているか伺う。

いじめは、被害を受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為であると心から痛感している。

いじめ問題に関しては、児童生徒が安心して学校に通える環境を整えるために、いじめの未然防止、早期発見、早期対応への取り組みが不可欠だと思う。特に、児童生徒自身が「いじめは決して許されないものである」という認識を持つことが重要であり、その実現には人権教育の充実が必要だと考えている。また、匿名報告・相談アプリ「STANDBY」を活用し、児童生徒が学校生活の困りごとを相談しやすく、いじめに対する声を上げやすい環境を整備するとともに、児童生徒がいじめについて当事者の立場に立って考える機会を設けることも大切だと思う。

今後も、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、教員が子どもたちの状況を的確に把握するとともに、いじめが疑われる場合には、保護者から家庭での子どもの様子を聞き取るなど、学校と家庭が連携して子どもをいじめから守っていくことが大切であると考えている。

所管部：市が運営を補助するこども食堂について、広報やまよ市のホームページにおいて団体の紹介をするとともに、夏休み期間中のこども食堂の利用可能日等を市のホームページや公共施設のポスター掲示、大和市公式LINE等により周

知を行っている。このほか、今年度は、市が補助金を交付していない、こども食堂運営団体にも働きかけ、市内のこども食堂を紹介するマップを作成し、市のホームページで情報を発信することで、こども食堂の利用を希望する児童やその家族、あるいは地域住民に対し、こども食堂に係る情報を得やすい環境を整え、こども食堂の取り組みが広がる一助となれればと考えている。

所管部：いじめは、児童生徒の心身の健康や学習環境に深刻な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であると認識している。

各学校においては、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、ささいな変化を見逃すことのないように日々努めているほか、教育相談やアンケート等を実施している。また、いじめの疑いのある情報があった場合にも、情報共有や、関係児童生徒への聴き取りを行い、保護者や関係機関と連携しながら、対応をしている。

教育委員会においては、様々な施策により、相談体制の充実に努めているところだが、今後も、学校と連携し、必要に応じて、警察や専門家の助言も受け、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消等を図っていく。

教育委員：中学校大規模改修事業は、単なる老朽化対策や耐震対策にとどまらず、新しい時代の学びを実現するための重要な事業であると考えている。

本市の小中学校の施設は経年による老朽化が進んでおり、安全面や機能面の不具合が生じるリスクがあることから、計画的に改修することが求められている。また、文部科学白書にも示されているように、豊かな教育環境を実現するため、学校施設のバリアフリー化を図ることや、環境を考慮した学校施設の整備など快適で豊かな施設環境の構築を進めていくことも必要だと考えている。さらに、昨今問題となっている学校施設の安全対策や教職員の安全教育も急務であると考えている。児童生徒の安全を守るために、各学校においては、防犯・防災マニュアルに則った訓練の実施、これからも信頼され続ける教職員であることを目指し、学校安全計画を定期的に見直し、実際に活用できる計画を策定することが求められていると思う。また、毎月行われる安全点検が形骸化しないよう、しっかりとした管理体制を整え、教職員の防犯・防災意識の向上を図ることが重要だと考えている。

教育委員会としては、市民の期待に応える、安全で質の高い教育環境を確保し、未来を担う子どもたちが安心して学べる場を提供していく。

特別教室開放事業と学校施設スポーツ開放事業は、地域の団体に対して学校の特別教室やスポーツ施設を開放することにより、地域のスポーツ、文化及び芸術活動の促進を図る重要な取り組みであるとともに、地域住民が多様な活動に

参加できる機会を提供することにより、社会教育の充実にも寄与しているものと考えている。

また、学校の特別教室やスポーツ施設は、地域にとって貴重な教育資源でもあることから、このような学校施設を最大限に活用することで、地域の交流を深めることができると思う。

市民が様々な活動に参加し、「この街に暮らしてよかった」と感じてもらえるよう、学校施設の利用方法や予約手続について分かりやすく周知するなど、今後も引き続き、利用者の拡大を図るための方策を検討してもらいたい。

所管部 : 中学校大規模改修事業では、今後も老朽化した施設を計画的に改修するために、空調設備の更新や校舎の防水改修などを進めていくとともに、既存照明のLED化や体育館空調の新たな整備など、機能面の向上も図りながら、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができる教育環境の確保に取り組んでいく。

また、各学校では、令和2年4月に全面改訂した大和市学校防災マニュアルを基本的な共通事項とし、学校の立地環境や学校規模、通学環境などの地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを策定している。

さらに、児童生徒の安全を第一に考え、不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラを設置し、登下校時以外は、原則、正門等の施錠をしており、各小中学校においては、不審者の侵入を想定した訓練も行っている。

教育委員会としては、引き続き学校施設の安全・安心な環境整備に取り組むとともに、学校や地域、警察等との連携を図りながら、命を守るための防犯教育の推進、学校の防犯対策の強化に努め、防災マニュアルについても、近年の集中豪雨や熱中症などの危険性も踏まえた、時代に即したものとなるよう改訂を検討していく。

所管部 : 特別教室開放事業では、開放する特別教室について、地域の生涯学習を推進する場、そして地域交流の場として、多くの地域住民が利用できるように、施設の利用方法や予約手続等を市のホームページや毎年作成するガイドブック、チラシなどで定期的に周知している。さらに、生涯学習センターが開催する利用者懇談会でも詳しく紹介しており、今後も市立小中学校、生涯学習センターなどと連携を図りながら、利用者の拡大に向けて、分かりやすい周知等に努めていく。

学校施設スポーツ開放事業の周知については、市のホームページやスポーツ×ライフ課でのパンフレットの配布などを通じて行っており、学校施設の使用予約についても、各地区の学校開放事業実施委員会を中心に利用団体とスケジュール調整を行い、各団体の公平な利用に努めている。

今後も、デジタル化の視点なども取り入れながら、よりよい本事業の在り方に

ついて検討していく。

教育委員：現在、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題はますます複雑化・多様化しており、人と人との関りが薄れ、地域コミュニティの希薄化が懸念されている。このような時代においては、学校や家庭だけでなく、社会全体で子どもたちを支えていくことが大切だと思う。

そのためには、各学校が目標やビジョンを地域と共有し、一体となって子どもたちを育むことが求められており、学校評議員会や学校運営協議会の取り組みが、今後ますます重要になるものと考えている。

教育委員会としては、学校評議員会や学校運営協議会の役割を踏まえ、各学校の実情に合わせて、地域教育力の活用・推進を図り、学校と地域が共通の目標やビジョンを持って子どもたちを育む体制を支援していきたいと考えている。

学校給食は、児童生徒の健康を支える重要な要素であり、児童生徒に安全で良質な学校給食を提供し続けるためには、衛生管理の徹底が不可欠だと考えている。食材の食品衛生検査や職員の細菌検査は、今後も継続して実施していく。

また、異物混入等の事故防止についても、引き続き細心の注意を払う。

給食調理に使用する機器については、経過年数のみで判断するのではなく、実際の使用状況や安全性を重視した点検・修繕・更新を徹底し、事故防止に努めていきたいと考えている。

また、学校給食共同調理場については、施設の構造上、空調の設置が難しいことから、調理従事者の熱中症対策が喫緊の課題となっている。調理従事者の健康管理と安全確保を第一に考え、空調設備に代わる新たな対策を検討し、現場の負担軽減に努める必要があると思う。調理従事者が安心して働ける環境を整えることが、児童生徒への安全でおいしい給食の提供につながっていくものと考えている。

教育委員会としては、安心して給食を楽しめる環境づくりを推進し、児童生徒の健やかな成長を支える学校給食の充実に努める。

所管部：小学校地域教育力活用推進事業については、本市では、児童生徒を取り巻く環境や学校の抱える課題は複雑化、多様化しており、その解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、地域との協力関係が不可欠であると考えている。

学校は、これまでも学校評議員など地域の声を取り入れながら、地域に開かれた学校運営を行ってきたが、令和4年に大和市学校運営協議会規則を制定し、学校運営協議会への移行を進めている。

教育委員会としては、今後も国や県の動向を注視しつつ、本市の地域の実情に合わせた地域との連携の在り方を引き続き検討し、学校と地域が共通の目標、

ビジョンを持って、子どもたちを育む体制がつかれるよう支援していく。

学校給食管理運営事業については、近年、物価高騰により、学校給食の食材費の調達が厳しい状況となっていることから、給食の食材料費について補助金を交付している。これにより、児童生徒に対し安全で良質な学校給食を提供するとともに、保護者の負担を増やすことなく、円滑な物資調達や学校給食の品質を維持することに努めている。

また、調理従事者の熱中症対策については、アイスベストを導入するなどの対策を行っており、引き続き調理従事者が安心して働ける環境を整備し、負担軽減に努める。

今後も、事故の防止や衛生管理に努め、安全で安心な学校給食を提供していく。

教育委員：今回、教育大綱の7つの方針における主だった13の事業について、教育委員からいくつか意見を述べた。それぞれの事業が、子どもたちの健やかな成長や、地域社会の発展に大きく寄与するものであると改めて感じている。

なお、今回の総合教育会議で取り上げられた13の事業以外にも、教育現場や地域にとって重要な事業が多数ある。教育に関わる事業は多岐にわたり、それぞれの事業が相互に関連し合っているため、1つ1つの事業について、丁寧に取り組んでいく必要がある。

また、市では、学校の施設や学習センターを活用した様々な事業を展開している。より多くの人々が利用できるよう、情報発信の工夫や利用しやすい仕組みづくりにも、ぜひ力を入れてもらいたいと思う。

市の教育行政が、今後ますます発展し、子どもたちや地域の未来を支えるものとなるよう、引き続き尽力する。

4 その他

5 閉会